

# 市県民税申告・所得税などの確定申告

税務課と吉田・三間・津島支所税務係では、2月中旬～3月中旬の確定申告時期に合わせて、市県民税の申告相談および所得税などの確定申告の受け付けを行います。

市県民税の申告相談および所得税などの確定申告書提出の際には、次の点に注意してください。

## ■今回の市県民税申告および所得税などの確定申告から個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

市県民税申告・所得税などの確定申告の際に、申告する本人や扶養親族などの個人番号(マイナンバー)の申告書への記載、および提出時に申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

## ■本人確認を行うときに使用する書類の例(マイナンバーカードを持っている人)

【必要書類】マイナンバーカード

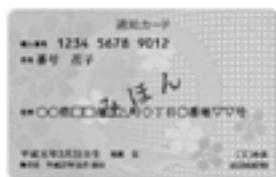


※マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、表面および裏面の写しが必要です。

(マイナンバーカードを持っていない人)

【必要書類】「番号確認書類」、「身元確認書類」のうち、それぞれ1つずつの提示または写しが必要です。

▷番号確認書類：通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載があるものに限り)



通知カード

▷身元確認書類：運転免許証、年金手帳、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証

【代理人(本人の親族は除く)が申告をする場合】

- ①代理権限確認書類(委任状など)
- ②代理人の身元確認書類(運転免許証、年金手帳、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証)  
※写真付きでないものは2つ以上必要です。
- ③本人の番号確認書類(本人のマイナンバーカードなど)の提示

## ■事前の金額集計・書類作成をお願いします

申告期間中、職員による金額の集計や書類の作成は困難です。次の要件に該当する人は、事前に金額集計や書類の作成をお願いします。

▷医療費控除などの対象となる人：支払った医療費などの集計作業

▷事業(農業含む)所得、不動産所得などのある人：申告書の作成に必要な収支内訳書などの記入

※市県民税申告をする人は、金額集計の基となる帳簿や経費の領収書を持参してください。

所得税などの確定申告書を提出する人は、収支内訳書などを作成するもととなった領収書などの添付は求めません。作成にあたって集計もれないよう注意してください。

## ■確定申告書作成についての質問はお早めに

確定申告書の作成について、特に他部署への照会が必要な場合(資産の減価償却の内訳など)は、申告期間中の対応は非常に困難です。申告期間が始まるまでに相談ください。

## ■国税庁ホームページを利用ください

収支内訳書や確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。積極的な利用をお願いします。

## 【問合せ先】

税務課市民税係 ☎24-1111内線2516・2514

吉田支所税務係 ☎52-1111内線5527

三間支所税務係 ☎58-3311内線5712

津島支所税務係 ☎32-2721内線5912

## ■マイナンバーカードの休日交付

【とき】12月10日(土)午後1時～5時 (マイナちゃん)

※吉田・三間・津島支所が交付場所の人でも、受取希望日の2日前(閉庁日を除く)までに連絡すると、市民課で受け取ることができます。

【問合せ先】市民課 ☎49-7075



## 宇和島税務署からのお知らせ

### ■平成28年分の申告からマイナンバーの記載が必要です

#### 【確定申告におけるポイント】

税目	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒平成29年2月16日から 3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒平成29年2月1日から 3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間にかかる申告書	(平成28年分の場合) ⇒平成29年3月31日まで

【問合先】宇和島税務署 ☎22-4511

※電話がつながると自動音声で案内しますので、用件の番号を選択してください。

### ■書面で申告書や申請書などを提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認(番号確認および身元確認)を行います。マイナンバーを記載した申告書などを提出する際には、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です(郵送で提出する場合には、本人確認書類の写しの添付が必要です)。

※本人確認書類は2ページに掲載している「本人確認を行うときに使用する書類の例」を確認ください。

### ■マイナンバーカードでe-Taxが利用できます

マイナンバーカードを利用してe-Taxにより申告などを行う場合の重要なお知らせを、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)に掲載しています。内容を確認して、利用ください。

## 12月は滞納整理強化月間です

【問合先】納税課納税第2係 ☎24-1111

内線2531・2540～2543・2573

ほとんどの人は税金をきちんと納期限内に納めていますが、残念ながら納めていない人もいます。「税金なんか払わなくても大丈夫」「ほかに払ってない人もいるし」そんなふうに税金を滞納していたら…

### ■市税・県税 滞納者への対応

税収確保、税負担の公平性のため、市は県、滞納整理機構と協働して、滞納処分などの取り組みを強化します。

#### 【滞納者への対応】

- ▷ 催告：催告書の送付・電話による催告
  - ↓
  - ▷ 財産調査：差し押さえすべき財産を調査
  - ↓
  - ▷ 財産差押：調査した財産を差し押さえ
  - ↓
  - ▷ 滞納処分：差し押さえ財産の公売や取り立てなど
- ※財産とは、不動産だけでなく、預貯金・給与・債権・自動車・貴金属・有価証券なども含まれます。

### ■市税の滞納 まずは相談を！納税相談窓口開設

納付能力や滞納原因などについて相談を受け付けます。災害や盗難、病気などの場合は、緩和制度もあります。

【と き】12月11日(日)

午前9時～正午、午後1時～4時

【ところ】納税課

【対象】市税を滞納している人

### ■差し押さえ不動産の合同公売会を実施します

詳しくは、各問合先のホームページをご覧ください。

【と き】12月7日(水) 午後1時～

【ところ】県中予地方局 7階大会議室(松山市北持田町)

#### 【問合先】

▷ 愛媛地方税滞納整理機構 ☎089-913-5800

<http://www.ehime-kikou.jp>

▷ 県特別滞納整理班 ☎089-909-8390

<http://www.pref.ehime.jp/h10500/h10500.html>

▷ 高松国税局 特別整理第一部門 ☎087-831-3111

<http://www.nta.go.jp>

▷ 西条市役所納税課 ☎0897-56-5151

<http://www.city.saijo.ehime.jp>